

# 運輸安全マネジメントに関する取り組み

貨物自動車運送事業法(第二十四条の三)及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(第二条の八第1項)の規定に基づく  
 輸送の安全にかかわる情報の公表

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

### 【基本方針】

- |                                |
|--------------------------------|
| (1) 安全を最優先にした事業経営を行う           |
| (2) 関係法令とルールを遵守する              |
| (3) 過信や慢心を取り除き、初心に戻った安全行動を実施する |
| (4) 情報の伝達・共有を図る                |
| (5) 教育・研修を実施し、個々人のスキルアップを図る    |

### 【JOTグループ統一スローガン】

安全を仕事の中心に SAFETY 1st

### 【自社スローガン】

初心に戻り 手順遵守に徹しよう

## 2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

### <目標>

2017年度 (前年度)	(1) 手抜き事故の撲滅
	(2) ヒヤリ・ハットの報告と改善
	(3) 事故件数の削減

### <達成状況>

- ⇒ 1件発生し、目標は未達成
- ⇒ 報告を受け、関係する機関に改善依頼を行った
- ⇒ 前年比2%増え、目標は未達成



### <目標>

2018年度 (今年度)	(1) 重大事故ゼロ
	(2) 手抜き事故の撲滅
	(3) 事故件数の削減

## 3. 自動車事故報告規則(第2条)に規定する事故に関する統計

	総件数	類 型 別 件 数											
		転覆	転落	路外逸脱	火災	踏切	衝突	死傷	危険物等	車内	健康起因	車両故障	その他
2017年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

※高速道路上での接触被害事故

#### 4. 貨物自動車運送事業法(第十六条第1項)の安全管理規程

当社の「安全管理規程」は、別紙のとおりです。

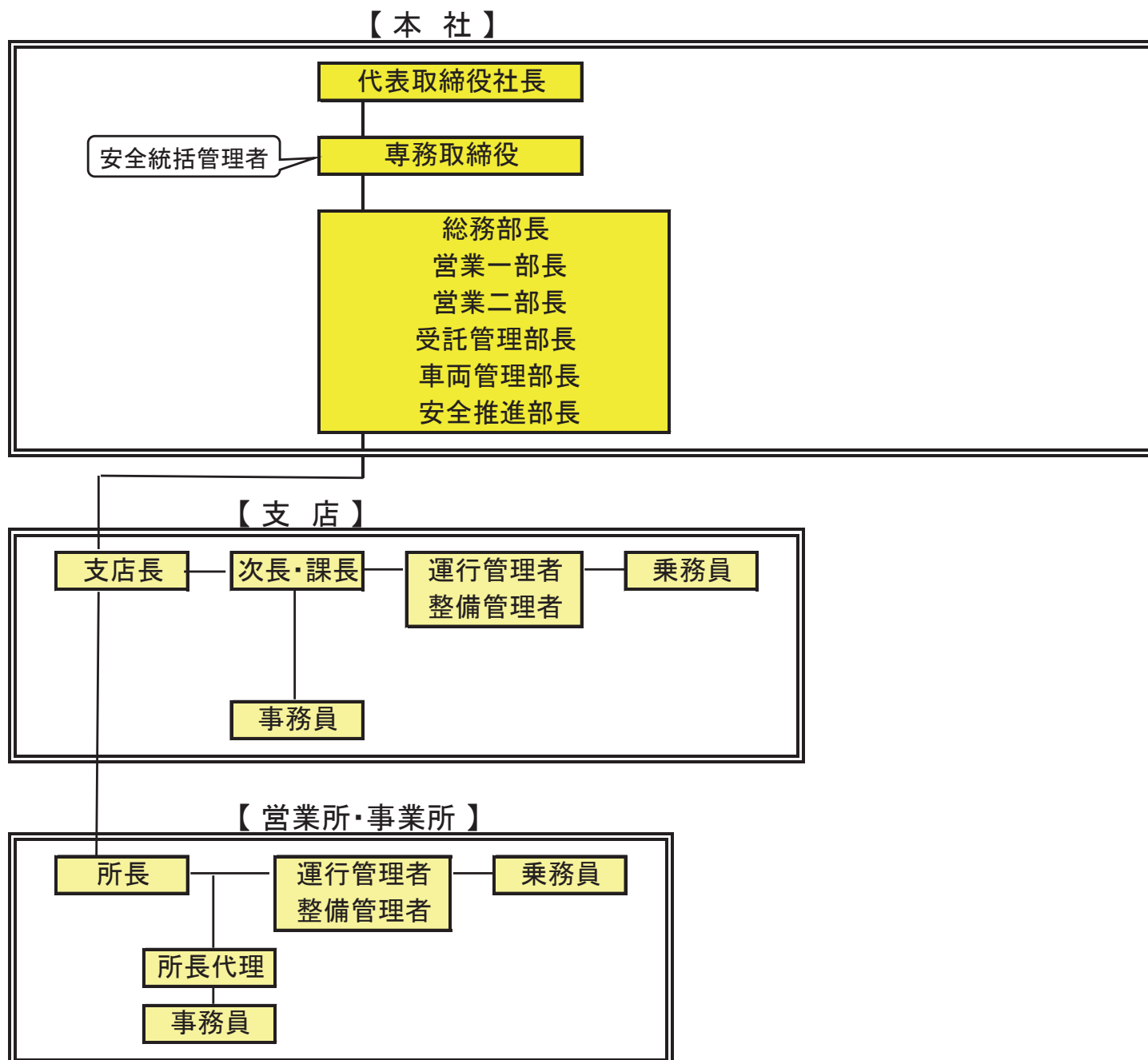
なお、2018年7月1日付けで、人事異動に伴い付表の見直しを行います。

#### 5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 車両については、計画的に低燃費かつ安全装置を装備した最新型式へ代替を図っています。
- (2) 後退事故防止を目的として、原則としてほぼ全車に「バックアイカメラ」を取り付けています。  
タイヤ付近からの火災防止、およびタイヤの状態を把握できる「TPMS」を順次取り付けています。
- (3) 「ドライブレコーダー」を原則として全車に取り付け、安全運転意識の向上に結び付けています。
- (4) 「全国交通安全運動月間」(春・秋)に併せて事故防止運動を重点的に実施するほか  
自社独自の活動として年末年始の繁忙期に事故防止強化運動を展開し、輸送の安全性向上を図っています。
- (5) 安全指導主任・班長を対象とした教育研修や会議を開催し、双方向の情報交換を行い、輸送の安全性の向上に努めることを意思統一し、安全指導主任・班長が各乗務員に教育・指導を実施しています。
- (6) 安全対策本部事務局が現場を訪問し、現場の状況を把握すると共に、会社の考えを伝達しています。
- (7) 事故・トラブルの事例を水平展開し、類似事故の防止に努めています。
- (8) 最新の画像記録付きアルコール検知器を各現業所に配備しています。

#### 6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

当社の、輸送の安全に関する組織体制は、以下のとおりです。



## 7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

当社の乗務員教育の体系は、次のとおりです。

- (1) 毎年度初めに、乗務員本人が「安全誓約書」を作成し、それを実践できているかを各現業所責任者および事務職員が乗務員本人に、適時取り組み状況を把握する。
- (2) 各現業所単位で、「年間教育計画」を作成し、安全運行・安全作業に向けた教育訓練を実施しその結果を「教育個人別台帳」に記録する。
- (3) 乗務員技能評価制度に基づき、「製品知識」「配送知識」「正しい作業の理解」「正しい作業の実践」「サンクス運動」「走行マナー」「普通救命講習」「車両日常点検」「車両運転」「後退訓練」などの項目について、毎年度見極め評価を行い、台帳に記録し管理する。
- (4) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則」および「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき、指導年間計画を作成し、月々指導を実施する。
- (5) 安全総合教育センター、ドライビングトレーニングセンター、LNGトレーニングセンターにて新人および社歴の浅い乗務員の集合研修を実施する。  
安全推進部が現業所へ赴き、一緒になって、新人乗務員の指導を実施する。

## 8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 本社および各支店に内部監査員を配し、それらが年1回以上各支店・各営業所を往訪し、輸送の安全に関する目標・重点施策・実施計画及び教育訓練、ならびに運行管理業務・整備管理業務が確実に実施運用されていることを確認しています。
- (2) 内部監査実施にあたっては、別途定めるチェックシートを用い、視点の平準化を図っています。
- (3) 内部監査終了後、その結果を経営トップに回付すると共に、必要な是正措置を指示しその改善結果の報告を求めます。
- (4) 2017年度においては、6月～翌年2月に内部監査を実施し、以下のような是正措置を講じた。

① ドライブレコーダーの活用不足
② 事故対応訓練・通報訓練一部未実施
③ 教育指導内容不十分
④ 記録の未作成・所定用紙の未使用

## 9. 輸送の安全に係る情報の公表

2017年4月25日、下記の違反事実により、輸送施設の使用停止(20日車)および文書警告を受けました。

- (1) 運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督及び実施結果の記録が不適切であったこと。  
講じた措置: 教育内容を掲示するだけでなく、車庫長が朝礼または点呼時に口頭で教育を実施し記録している。  
また、欠席者に対しても同様に車庫長が口頭で教育を実施し、記録している。
- (2) 運行管理者に対し、適切な指導監督をしていなかったこと。  
講じた措置: 毎年本社主催の運行管理者教育会を開催することとした。その際、各現業所から必ず運行管理者1名を出席させ、教育を受けた運行管理者が他の運行管理者および補助者に対し教育を施すこととした。
- (3) 運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習を受けさせていなかったこと。  
講じた措置: 運行管理者選任年月日ならびに講習年月日を一覧表で管理すると共に、運行管理者選任年月日ならびに講習年月日を記載している選任書を点呼場に掲示することとした。

## 10. 貨物自動車運送事業法(第十六条第2項第四号)の安全統括管理者に係る情報

(1) 選任した安全統括管理者の氏名(役職)

氏名 ( 役 職 )

竹本 明彦 ( 専務取締役 )

(2) 選任した年月日

2017年6月16日